



宮 崎 県 公 報

令和5年12月11日 (月曜日) 第 465 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更 (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (2件) …… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止 …… (“) 2	

○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定 …… (障がい福祉課) 2
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 2
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更 …… (“) 2
○道路の供用の開始 (2件) …… (道路保全課) 2
○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (“) 3
○港湾法に基づく監督処分 …… (港湾課) 3

告 示

宮崎県告示第 855号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
堀 英晴	小林市細野 436-10	ほりファミリークリニック	小林市細野 436-10

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
堀胃腸科外科医院	ほりファミリークリニック	令和4年12月1日

宮崎県告示第 856号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次の

とおり変更した旨の届出があった。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
三寿産業株式会社	日向市原町2丁目4番15号	ケアステーション日向	日向市原町2丁目4番15号

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
日向市鶴町2丁目2-16	日向市原町2丁目4番15号	令和5年5月1日

宮崎県告示第 857号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
美葵株式	日向市大字財光寺	あおい訪	日向市大字財光寺

会社	984番地 1	問看護ステーション	984番地 1 サンハイム B 棟 201 号
----	---------	-----------	-------------------------

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市幸脇1155番地 1	日向市大字財光寺 984 番地 1 サンハイム B 棟 201 号	令和 5 年 9 月 15 日

宮崎県告示第 858号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市大字上時枝1205番地の52	訪問介護事業所すみれ伊形町	延岡市下伊形町5972-1	令和 5 年 2 月 28 日
株式会社企照	延岡市平原町 2 丁目 14 46 番地	地域密着型通所介護くしつの庭	延岡市土々呂町 6 丁目 1776-2	令和 5 年 10 月 31 日

宮崎県告示第 859号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
大王町薬局	都城市	薬局	令和 5 年 12 月 1 日

宮崎県告示第 860号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
医療法人宏仁会メディカルシティ東部病院	都城市	精神通院医療	令和 5 年 12 月 1 日
大王町薬局	都城市	薬局	令和 5 年 12 月 1 日
むらすみ薬局	宮崎市	薬局	令和 5 年 12 月 1 日
株式会社サクラ薬局	都城市	薬局	令和 5 年 12 月 1 日
キラリチャーム	宮崎市	訪問看護	令和 5 年 12 月 1 日

宮崎県告示第 861号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーション笑歩	都城市	都城市都北町5567-1	都城市年見町 4-15	令和 5 年 11 月 1 日

宮崎県告示第 862号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 12 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉 975 番 24 地 先から同郡同村同大字同字 968 番 18 地先まで	令和 5 年 12 月 13 日

宮崎県告示第 863号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 12 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
43	県道	北川北 浦線	延岡市北浦 町三川内字 向ノ原4914 番 1 地先か ら同市同町 三川内字走 り水4906番 4 地先まで	令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県告示第 864号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 5 年 12 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉 975 番24地先から同郡同村同大字同字 968 番18地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和 5 年 12 月 26 日

宮崎県告示第 865号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 5 年 12 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	北川北浦	延岡市北浦町三川内字向ノ原4914番 1

線

地先から同市同町三川内字走り水4906
番 2 地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和 5 年 12 月 26 日

宮崎県告示第 866号

港湾法（昭和25年法律第 218号。以下「法」という。）第37条の11第 1 項の規定に違反して次の物件を放置した者は、令和 5 年 12 月 24 日までに当該物件を撤去しなければならない。

なお、同日までに当該措置を行わないときは、法第56条の 4 第 2 項の規定により、港湾管理者の命じた者又は委任した者が当該措置を行う。

令和 5 年 12 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

種類	内 容	放置されている場所
船舶	船舶の種類：無動力船 長さ：約 6 m 幅：約 1 m 色：白色 船体素材：FRP	日向市大字細島字伊勢町1020番 4 地先（伊勢防波堤）

--	--